



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 1
- 市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更認可（建築指導課）…………… 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定等・2件（河川課）…………… 5

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立北部病院）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院）…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第402号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和元年11月12日から同年12月3日まで沖縄県土木建築部港湾課及び与那国町役場において縦覧に供する。

令和元年11月12日

祖納港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 出願書受理年月日 令和元年6月13日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

(2) 埋立区域

ア 位置 八重山郡与那国町字与那国北浦野1085番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成7年3月6日付け沖縄県指令土第166号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.67メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点犬座鼻（北緯24度28分02秒0413、東経122度59分54秒3308）から13度49分36秒620.20メートルの地点

②の地点 ①の地点から311度25分49秒0.75メートルの地点

③の地点 ②の地点から221度25分57秒15.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から131度25分49秒0.75メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から221度25分58秒5.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から311度26分03秒26.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から41度26分01秒31.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から311度25分57秒4.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から41度26分02秒2.00メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から91度43分12秒17.89メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から1度43分25秒5.89メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から91度43分10秒18.30メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から156度11分11秒6.52メートルの地点

ウ 面積 1,344.49平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡与那国町字与那国北浦野1085番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点とGの地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点犬座鼻（北緯24度28分02秒0413、東経122度59分54秒3308）から13度49分36秒620.20メートルの地点

Aの地点 ①の地点から131度25分31秒75.25メートルの地点

Bの地点 Aの地点から221度29分36秒156.18メートルの地点

Cの地点 Bの地点から307度50分18秒205.09メートルの地点

Dの地点 Cの地点から41度19分49秒236.87メートルの地点

Eの地点 Dの地点から131度01分08秒60.69メートルの地点

Fの地点 Eの地点から90度02分18秒13.43メートルの地点

Gの地点 Fの地点から131度01分30秒59.22メートルの地点

ウ 面積 42,763.03平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

**沖縄県告示第403号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 再開発会社の名称 旭橋都市再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称 那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成17年11月15日から令和2年8月31日まで
- 4 施行地区及び工区
  - (1) 施行地区 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
  - (2) 工区 北工区（泉崎1丁目の一部約1.8ヘクタール）及び南工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約2.7ヘクタール）
- 5 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号カフーナ旭橋A街区3階
- 6 施行認可年月日 平成17年11月15日
- 7 規準及び事業計画の変更の認可の年月日 令和元年10月24日

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年6月4日
- (2) 商号名 株式会社アサヒプラント

- (3) 代表者名 中本宏  
(4) 所在地 那覇市小禄2丁目8番地10  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6389号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和元年6月4日  
(2) 商号名 有限会社榮基礎工業  
(3) 代表者名 山本康二  
(4) 所在地 中城村字屋宜732番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11046号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和元年6月4日  
(2) 商号名 有限会社南宮工業  
(3) 代表者名 金城宏  
(4) 所在地 うるま市喜仲二丁目22番23号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第8234号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月15日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年6月4日  
(2) 商号名 株式会社山城重機  
(3) 代表者名 山城祐太  
(4) 所在地 名護市大南二丁目7番4号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第10199号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年6月4日  
(2) 商号名 有限会社山城建設  
(3) 代表者名 山城小代美  
(4) 所在地 大宜味村字白浜442番地657  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第8067号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月20日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年6月4日  
(2) 商号名 安里建設  
(3) 代表者名 上原清一  
(4) 所在地 那覇市字安里3丁目1番27号丸高アパート103  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第9668号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 セントラルユーティリティー

- (3) 代表者名 大田朝信  
(4) 所在地 宜野湾市大山四丁目12番27号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第2047号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 株式会社総合土木  
(3) 代表者名 大湾政宗  
(4) 所在地 糸満市字糸満1961番地19  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26) 第5410号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 株式会社アシスト  
(3) 代表者名 小禄勝也  
(4) 所在地 宜野湾市大謝名一丁目2番30号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13481号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月23日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 合資会社沖縄関ヶ原石材  
(3) 代表者名 緑間禎  
(4) 所在地 那覇市繁多川2丁目17番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第10989号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 有限会社リングキープ沖縄  
(3) 代表者名 大嶺勲央  
(4) 所在地 豊見城市字保栄茂7番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第10096号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年6月12日  
(2) 商号名 大林鉄筋工業  
(3) 代表者名 大城盛林  
(4) 所在地 中城村字南浜142番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第4909号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年5月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、想定最大規模降雨により小波津川水系小波津川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、次のとおり水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に定める事項を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和元年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水した場合に想定される浸水の継続時間
- 4 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

---

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、想定最大規模降雨により安里川水系安里川、真嘉比川及び久茂地川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、次のとおり水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に定める事項を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和元年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水した場合に想定される浸水の継続時間
- 4 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 調達する物品等の種類 電子カルテシステム用端末機器等
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
  - (3) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申

請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立北部病院ホームページ (<https://www.hosp.pref.okinawa.jp/hokubu/>) から様式をダウンロードして入手すること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和元年12月2日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和元年12月23日（月曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立北部病院が実施する電子カルテシステム用端末機器等に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電子カルテシステム用端末機器等 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和2年2月28日（金曜日）

- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和元年11月12日付け沖縄県公報定期第4792号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子カルテシステム用端末機器等に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布又は沖縄県立北部病院ホームページ (<https://www.hosp.pref.okinawa.jp/hokubu/>) から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和元年12月2日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒901-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和元年12月2日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒901-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719 沖縄県立北部病院ホームページ (<https://www.hosp.pref.okinawa.jp/hokubu/>)
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年12月23日(月曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県立北部病院2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年12月2日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
  - (2) 所在地 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和元年12月23日(月曜日)午前9時
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Terminal unites for the Electronic medical record system 1 set
  - (2) DELIVERY PERIOD  
The date in February 28, 2020 designated by Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
  - (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS  
5:00 p.m. December 2, 2019
  - (4) DATE AND TIME FOR BIDS  
10:00 a.m. December 23, 2019
  - (5) CONTACT  
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital  
2-12-3 Ōnaka, Nago City, Okinawa, 905-8512 Japan  
Telephone 0980-52-2719

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---